

# 事業用大規模建築物の所有者等の皆様へ

事業用大規模建築物の所有者等の皆様には、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例、同規則の改正に伴い、下記の事項が義務付けられました。(平成26年4月から)

## 事業用大規模建築物の所有者等とは？

事業の用に供される部分の延床面積の合計が、  
1棟で1,000平方メートル以上の建築物の所有者または管理を請け負う者。

### (1) 対象となる建築物 (事務所、小売店、飲食店、旅館・ホテル、病院 等)

- 毎年4月1日現在の状況により、判断します。
- 休廃業等により事業の用に供していない(全く使用していない)部分の面積は除きます。  
※倉庫や会議室は床面積に含みます。
- 住宅・アパート等の居住用部分の床面積は除きます。
- 事業用と他の用途との共有部分(階段、廊下等)がある場合は、事業用の床面積に算入します。
- 増改築や用途変更を行った場合は、変更後の延床面積(事業の用に供する)をもとに対象事業所であるかどうかを判断します。
- 専ら産業廃棄物を排出する工場等は除きます。

### (2) 対象事業所の単位

事業用大規模建築物は「棟」を単位とします。所有者が同じであっても、棟が異なれば個別に取り扱います。

ただし、同一敷地内において共通の用途に供せられ、または廃棄物の保管及び処理が一体的に行われる複数の建築物は、1棟の対象建築物として取り扱う場合があります。

## ① 廃棄物管理責任者の選任、選任届の提出

事業用大規模建築物の所有者等は、事業系廃棄物管理責任者を選任します。

事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する必要な措置を講じるため、所有者等が選任した事業系廃棄物管理責任者がその業務を行います。

## ② 事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書の提出

事業用大規模建築物の所有者等は、毎年6月末までに、年度ごとの事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書を提出しなければなりません。



詳しくは、大津市廃棄物減量推進課にお問合せ  
いただくが大津市HPをご覧ください。

大津市 事業用大規模建築物

検索